

2025年7月16日 全10頁

2025年度の最低賃金は1,100円超へ

6%程度の引き上げが目安か/欧州型目標の扱いや地方での議論も注目

経済調査部 エコノミスト 田村 統久
シニアエコノミスト 神田 慶司

[要約]

- 賃金相場の上昇や企業の賃金支払能力の向上を踏まえると、2025年度の最低賃金（最賃）は前年度の5.1%（51円）を上回る引き上げが行われる可能性がある。その上で、政府目標がどの程度考慮されるかで引き上げ幅は変わるが、引き上げ率の目安は6%（63円）程度となり得る。実現すれば、最賃は全国加重平均で1,118円程度となる。
- 2025年度の骨太方針では、欧州連合（EU）の最賃目標（賃金の中央値の60%や平均値の50%）を紹介しつつ、EU加盟国に比べて「我が国の最低賃金が低い水準となっている」と指摘された。だが、これはフルタイム労働者対比の最賃水準であり、パートタイム労働者を含めたマクロの平均賃金対比では国際的に見劣りしていない。
- さらに骨太方針では、目安を超える最賃引き上げが行われた地域に対する国の新たな支援策が盛り込まれた。沖縄県や青森県など「Cランク」に分類されている地域を中心に、平均賃金対比で見た最賃は既に高水準にある。こうした中で国の新たな支援策が地域間の最賃引き上げ競争を過熱させ、経済実態から逸脱した大幅な引き上げが行われないかを今後は注視する必要がある。

1. 2025年度の最賃改定に向けた議論が本格化

2025年7月11日、今年度の最低賃金（以下、最賃）改定に向けた議論が中央最低賃金審議会から始まった。8月上旬までに都道府県の引き上げ額の目安が提示され¹、これを参考に地方最低賃金審議会が実際の引き上げ額を検討し、10月中に最賃が改定される見込みだ。昨年度は徳島県が目安（50円）を大幅に上回る84円の引き上げを行ったが、後述するように、今年度はこうした動きが広がるかどうか注目される。

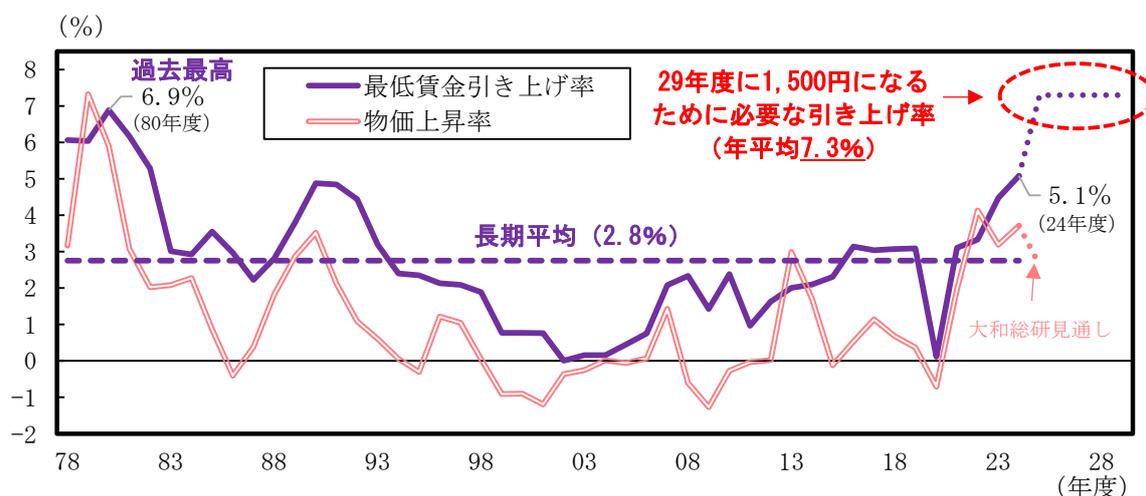
¹ 中央最低賃金審議会は2023年度以降、経済実態に鑑みて47都道府県を「Aランク」（6都府県）、「Bランク」（28都府県）、「Cランク」（13県）の3つの分類し（従来はA～Dの4ランク）、ランクごとに最賃引き上げ額の目安を提示している。

石破茂首相は2024年10月4日の所信表明演説で「二〇二〇年代に全国平均一五〇〇円という高い目標に向かってたゆまぬ努力を続けます」²と述べた。2025年6月13日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」（骨太方針2025）にも同様の目標が明記されるとともに、「官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する」（p.7）ことなども盛り込まれた。

だが、2020年代に全国加重平均で1,500円に引き上げることは極めて困難だ。最も遅い2029年度に政府目標を達成する場合でも、2025～29年度の最賃の引き上げ幅は年平均89円に達する。引き上げ率では年平均7.3%となり、目安制度が始まった1978年度以降の平均値（2.8%）や、最も高かった1980年度の6.9%を上回る（**図表1**）。

1980年度は第2次オイルショックを背景とした物価高騰などを受けて最賃が大幅に引き上げられており、物価変動の影響を除いた実質ベースではそれほど高い引き上げ率ではなかった。経済・物価動向に関わらず、1980年度を上回る引き上げ率を2025年度から5年間継続しなければ目標を達成できない。

図表1：最低賃金の引き上げ率（全国加重平均）と物価上昇率の長期推移



(注) 物価上昇率は消費物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の前年同期比で、各年度の10月から12カ月の平均値（2024年度は実績見込みで、2025年6月以降は大和総研による直近の予測値を利用）。

(出所) 厚生労働省、総務省統計より大和総研作成

2. 2025年度の最低賃金引き上げ率は6%到達の可能性も

こうした中で、2025年度の最賃はどの程度引き上げられるだろうか。本章では、中央最低賃金審議会における「地域別最低賃金改定の目安に関する公益委員見解³」（以下、公益委員見解）を参考に、「労働者の生計費」「賃金」「通常の事業の賃金支払能力」という、いわゆる「法定3要素⁴」に基づき2025年度の最賃の引き上げ率を検討する。

² 首相官邸「[第二百十四回国会における石破内閣総理大臣所信表明演説](#)」（2024年10月4日）

³ 中央最低賃金審議会では通例、労使の意見の一致を見ないままに、この公益委員見解を地方最低賃金審議会に提示することが決定されている。

⁴ 最低賃金法（9条2項）が地域別最賃の決定に際して考慮するよう求めている。実際、近年の公益委員見解

結論を先取りすれば、賃金相場の上昇や企業の賃金支払能力の向上を踏まえると、前年度を上回る引き上げが行われる可能性がある。その上で、政府目標がどの程度考慮されるかで引き上げ幅は変わるが、6%（63円）程度となり得る。

「賃金」「通常の事業の賃金支払能力」は積極的に最賃を引き上げる論拠となる可能性

法定3要素のうち、「労働者の生計費」は必ずしも前年度以上の最賃引き上げを行う材料にはならないと思われる。

「労働者の生計費」は、具体的には消費者物価指数（CPI）の動向が考慮される。中央最低賃金審議会における実際の議論（7月中旬～8月上旬に答申）に倣う形で、各年の10月から翌年6月（2024年分は2025年5月）までの前年同期比を計算すると、2023年から2024年にかけて、「持家の帰属家賃を除く総合」の伸びが高まった一方、「頻繁に購入」する品目は低下した（**図表2左**）。米を中心とした食料品価格の高騰や円安進行に伴うエネルギー価格の高騰などが押し上げ要因となった一方、「頻繁に購入」する品目では牛乳などの一部乳製品の価格改定による影響が一巡したことなどが影響した。

2024年度の中央最低賃金審議会では、「消費者物価指数については、基本的には『持家の帰属家賃を除く総合』を基に議論すべきである」としながらも、「最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から」「『頻繁に購入』する生活必需品を含む支出項目」の動向が注目された⁵。「持家の帰属家賃を除く総合」の物価上昇が減速する中でも5%以上の最賃の引き上げが答申されたのは、「頻繁に購入」する品目の物価上昇率が2023年10月～2024年6月で平均5.4%だったことが大きそうだ。

「持家の帰属家賃を除く総合」の物価上昇が足元で加速していること自体は、今年度の中央最低賃金審議会の前年度以上の最賃引き上げを行う論拠として扱われる可能性はある。ただし、2024年10月～2024年5月平均の伸び率は3.9%と、2023年度と同審議会（4.3%の最賃引き上げを答申）で参照された2022年10月～2023年6月（4.3%）より低く、また前年度と同審議会参照された「頻繁に購入」する品目の物価上昇率（5.4%）に比べても低い。物価高が続く中で一定の最賃引き上げが行われることは、低スキル労働者の生活水準を維持する観点で是認されるものの、足元の物価動向に基づく限り、引き上げ率を大きく高めていく局面ではないと判断される。

これに対して、「賃金」面では春闘における賃上げの加速が注目される。日本労働組合総連合会（連合）が7月3日に公表した第7回（最終）回答集計結果によると、定期昇給相当込みの賃上げ率（加重平均）は5.25%と、前年（5.10%）を上回った⁶。企業規模別では、賃上げ率の

などでは法定3要素の観点から足元の経済実態が評価され、骨太方針2025にも「最低賃金の引上げについては、（中略）法定3要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく。」（p.7）と記載された。

⁵ 「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」（2024年7月24日）を参照。

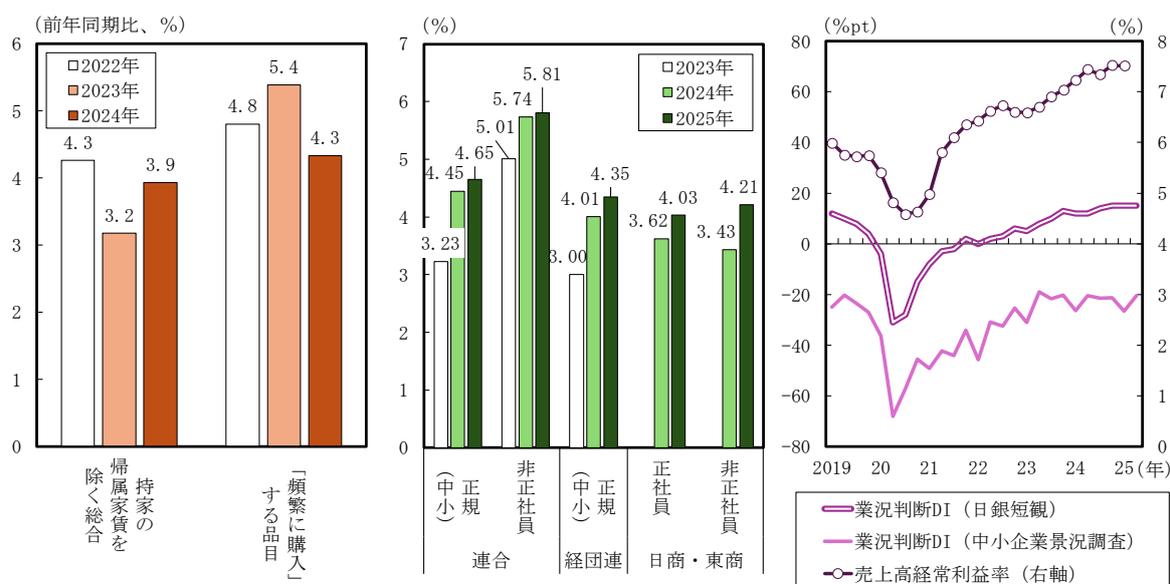
⁶ 日本労働組合総連合会（連合）「[昨年を上回る賃上げ！～2025春季生活闘争第7回（最終）回答集計結果について～](#)」（2025年7月3日）

上昇幅は大企業（従業員規模 300 人以上）が+0.14%pt だったのに対して中小企業（300 人未満）が+0.20%pt と、特に中小企業で賃上げの加速が目立った⁷（図表 2 中央）。非正社員にあたる有期・短時間・契約等労働者の賃上げ率（時給）も 5.81%と前年（5.74%）から上昇した。

同様の傾向は他の調査でも確認できる。日本経済団体連合会（経団連）「2025 年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況[了承・妥結含]（加重平均）」（2025 年 6 月 20 日）では、中小企業（500 人未満）における 2025 年春闘の賃上げ率（定期昇給等を含む、第 1 回集計）が 4.35%と、前年（4.01%、最終集計）から上昇した。日本商工会議所・東京商工会議所（日商・東商）「中小企業の賃金改定に関する調査」（2025 年 6 月 4 日）によると、中小企業（300 人以下が 97.8%、組合を持たない企業が 89.7%を占める）の正社員の賃上げ率は 4.03%（前年：3.62%）、非正社員（パート・アルバイト等）は 4.21%（同 3.43%）へと加速した⁸。

最賃は賃上げの恩恵を受けにくい低スキル労働者の就労条件の改善を図るための制度であり、賃金相場の上昇を反映する形で最賃を見直すことは経済的合理性がある。

図表 2：物価上昇率（左）、賃上げ率（中央）、企業の収益動向（右）



(注) 左図の物価上昇率は各年 10 月から翌年 6 月（2024 年分は 2025 年 5 月）までの前年同期比。中央図の「連合」は日本労働組合総連合会の集計値で、中小は従業員規模 300 人未満の企業、非正社員は有期・短時間・契約等労働者の賃上げ率（時給）。「経団連」は日本経済団体連合会の集計値で、中小は 500 人未満。2025 年は第 1 回集計で、2024 年は最終集計。「日商・東商」は日本商工会議所・東京商工会議所の集計値で、非正社員はパート・アルバイト等。右図の「業況判断DI (日銀短観)」は全規模全産業の「最近」で、「業況判断 (中小企業景況調査)」は全規模全産業の「今期の水準」。売上高経常利益率は季節調整値。

(出所) 総務省、日本労働組合総連合会、日本経済団体連合会、日本商工会議所・東京商工会議所、日本銀行、中小企業基盤整備機構、財務省統計より大和総研作成

また、企業の「賃金支払能力」も向上したとみられる。財務省「法人企業統計調査」（年次別調査）によると、直近で 2023 年度の経常利益は資本金 1,000 万円以上の企業で前年比+11.3%、

⁷ とりわけ、99 人以下における賃上げ率の上昇幅は+0.38%pt だった。

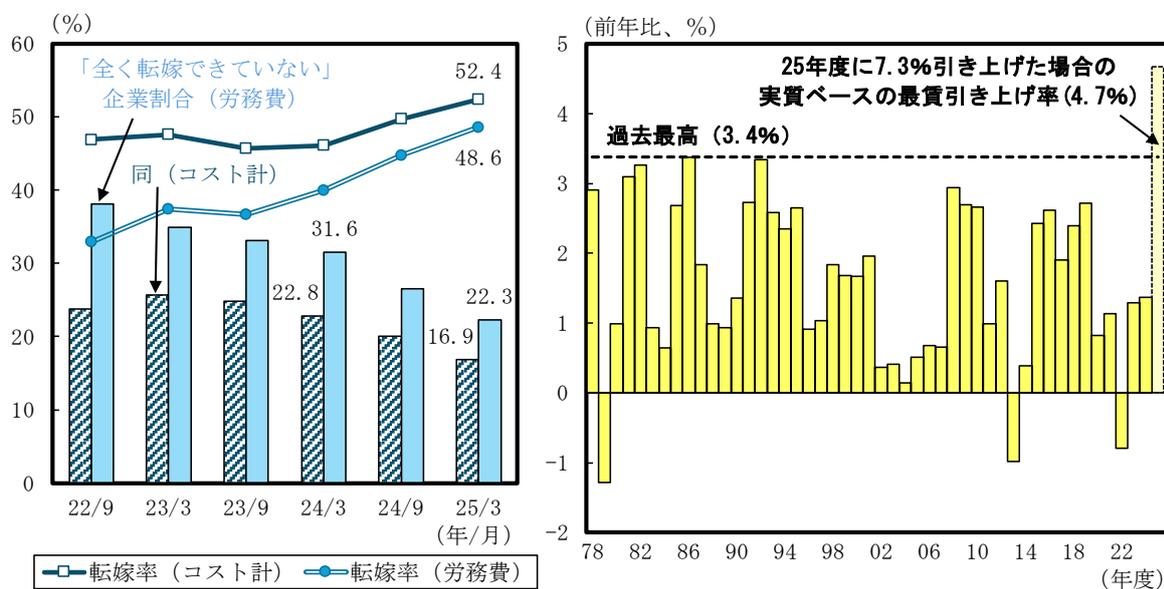
⁸ なお、同調査の賃上げ率は、当年と前年の 4 月同士を比較した賃金の伸び率を指している。春闘賃上げ率の妥結時期は企業によりばらつきがあり、実際の賃金改定までにも一定のラグがあることから、2025 年調査の賃上げ率は、2025 年春闘の結果を部分的にのみ反映しているとみられる点に注意。

1,000万円未満で同+28.8%と、いずれも2022年度に続き増加した。また、労働分配率も1,000万円以上で前年差▲2.2%pt、1,000万円未満で同▲4.6%ptと、企業規模に関わらず低下した。2024年度は1,000万円以上の企業を対象としたデータ（四半期別調査）に限られるが、経常利益は前年比+7.2%、労働分配率⁹は前年差▲0.6%ptと、2023年度の傾向が継続した。

足元ではトランプ米政権の高関税政策の影響が懸念されるが、業況判断DI（日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）は全規模全産業の「最近」、中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」は全規模全産業の「今期の水準」）はいずれも横ばい圏で推移し、収益性を表す売上高経常利益率（前出の「法人企業統計調査」（四半期別調査））は高水準を維持している（**図表2右**）。公益委員見解では日銀短観をもとに売上高経常利益率の企業規模格差が拡大していないかも確認されるが、6月の実績調査によれば、大企業と中小企業の差（全産業）は2023年度（5.68%pt）から2024年度（5.49%pt）にかけて縮小している。

価格転嫁が足元で進んでいることも好材料だ。中小企業庁「価格交渉促進月間フォローアップ調査」によると、価格転嫁が全くできていない企業の割合（コスト計）は2024年3月調査から2025年3月調査にかけて6%pt程度低下し、転嫁率は50%を上回った（**図表3左**）。コストのうち、とりわけ労務費の価格転嫁に大きな進展が見られ、価格転嫁が全くできていない企業の割合は9%pt程度低下し、転嫁率は50%弱へと上昇した。コスト計と労務費の転嫁率の乖離は縮小傾向にあり、原材料費などに比べて労務費が価格転嫁しにくい状況は改善されつつある。

図表3：価格転嫁の動向（左）、実質ベースで見た最低賃金の引き上げ率（右）



(注) 左図の「全く転嫁できていない」企業割合は、中小企業庁「価格交渉促進月間フォローアップ調査」で転嫁率を「0割」「マイナス」と回答した企業の割合を指す。なお、「価格転嫁不要」「当該費用は支払代金に含まれない」と回答した企業を除くベースで試算している。右図では物価上昇率として、各年度の10月から12カ月間の前年同期比（2025年6月以降は大和総研による直近の予測値）を利用。

(出所) 中小企業庁、厚生労働省、総務省統計より大和総研作成

⁹ 集計データの違いなどにより、労働分配率は年次別調査ベースでは人件費÷付加価値額、四半期別調査ベースでは人件費÷（経常利益+人件費+支払利息等+減価償却費）として算出。

政府目標や足元の経済動向などを踏まえると 2025 年度は 6%程度の引き上げが目安か

以上の法定 3 要素の分析に基づけば、2025 年度の最賃引き上げ率は前年度を上回るとみられる。焦点は「どの程度」上回るかだ。

注意したいのは、**前掲図表 1** で示したように、物価上昇率が今後低下していくと予想される点だ。賃金と物価の好循環が進む一方、食料品価格の高騰は緩やかに落ち着き、物価上昇率は前年比+2%程度へと減速するだろう。当社では、改定後の最低賃金が適用される 2025 年 10 月から 2026 年 9 月までの物価上昇率（持家の帰属家賃を除く総合）を 2.6%程度と見込んでいる。政府目標を念頭に、2025 年度改定における最賃の引き上げ率を 7.3%と仮定すれば、実質ベースで見た引き上げ率は 4.7%と試算される。これは、目安制度が始まった 1978 年度以来の最高値（3.4%）を大きく上回る水準だ（**前掲図表 3 右**）。

また、トランプ米政権の高関税政策の動向やその影響の度合いによっては景気が腰折れする可能性があるなど、先行き不透明感が強い点も懸念材料である。足元の賃金や企業収益の動向をもとに 2025 年 10 月以降に適用される最賃を大幅に引き上げるのは、中小企業を中心に収益悪化や雇用調整のリスクを高め得る。

そこで、2025 年度の実質ベースでの最賃引き上げ率を過去最高水準の 3.4%にとどめ、2025 年 10 月から 2026 年 9 月までの物価上昇率（持家の帰属家賃を除く総合）を 2.6%とすると、名目ベースでの最賃引き上げ率は 6.0%となる。政府目標を一定程度重視しつつ、足元の経済動向や実質的な水準なども踏まえると、2025 年度の最賃引き上げ率は 6%（63 円）程度が目安となり得る。

3. 今後の最賃の議論における 2 つの注目点 ～「欧州型目標」「地方」

日本の最賃はフルタイム労働者対比では低めだが、パートタイム労働者対比では高め

骨太方針 2025 では、「EU 指令においては、賃金の中央値の 60%や平均値の 50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として、加盟国に示されている」（p. 7）¹⁰と紹介した上で、日本とは制度や雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、欧州連合（EU）加盟国に比べて「我が国の最低賃金が低い水準となっていること」（p. 7）などを踏まえた議論を中央最低賃金審議会に求めた。

EU や英国では、日本のように最賃を絶対額で評価するのではなく、中央値や平均値といったマクロの賃金で測った相対水準（いわゆるカイツ指標）で評価している。欧州型目標は絶対額で示す場合に比べて分かりにくいものの、目指すべき最低賃金の相対的な水準が明確に規定されており、経済実態を反映しやすく、予見可能性も高いという点で優れている。骨太方針 2025 で

¹⁰ 「EU 指令」とは、“Directive (EU) 2022/2041 of the European Parliament and of the Council of 19 October 2022 on adequate minimum wages in the European Union”を指すとみられる。同指令は、適正な生活・労働環境を実現するのに十分な水準まで引き上げることを欧州連合（EU）加盟国に求めると同時に、目標の参照値として賃金中央値の 60%や平均賃金の 50%などを例示している。加盟国は、労働組合や雇用者団体などとの協議の上で参照値を決めることができる。

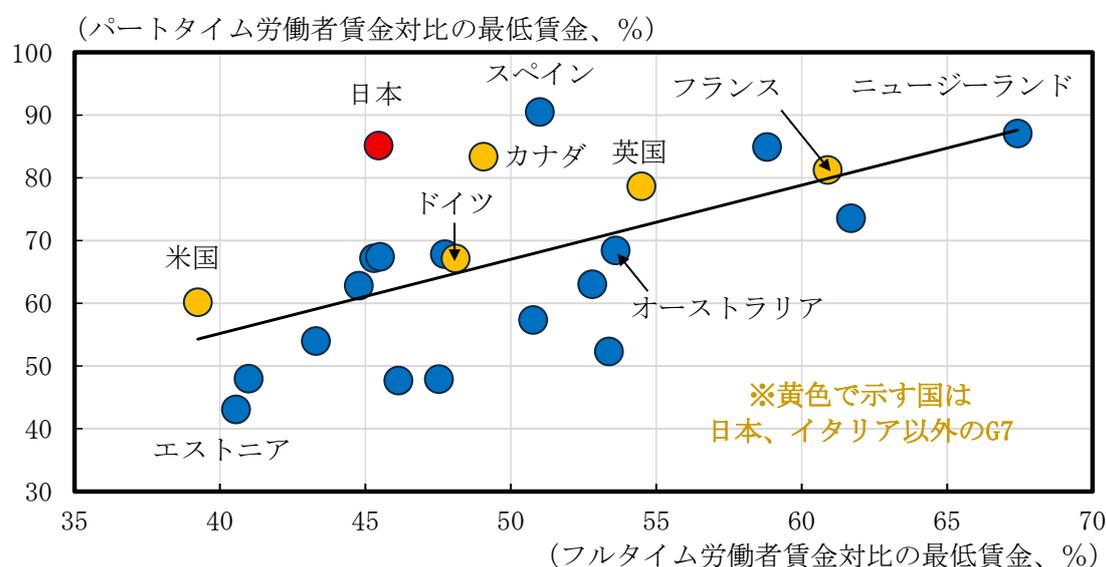
EUの最賃目標を踏まえた議論を求めたのは大いに注目される。

ただし気になるのは、「我が国の最低賃金が低い水準となっている」(p. 7) と骨太方針 2025 で説明されている点だ。これは経済協力開発機構 (OECD) が公表しているフルタイム労働者の賃金中央値に対する最賃の比率に基づいた評価とみられる¹¹。確かに、この指標で見ると日本の最賃は諸外国の中で比較的低い水準にある。だが、パートタイム労働者の賃金中央値対比で見れば比較的高い水準にあることには注意が必要だ。

図表 4 は就業形態別の賃金中央値に比べた最賃を散布図にしたものである。フルタイム労働者対比の最賃が高い国ほどパートタイム労働者対比の最賃も高い傾向が見られるが、日本はその傾向線から大きく乖離している。日本は諸外国に比べて就業形態間の賃金格差が大きいことを示唆しており、背景にはいわゆるメンバーシップ型の雇用慣行のもと、正社員の賃金が高く、非正規の賃金が低いという賃金構造があるとみられる。

フルタイム労働者対比で見た日本の最低賃金の低さは、最低賃金の水準それ自体よりもむしろ、就業形態間の賃金格差の問題を浮き彫りにしており、同一労働同一賃金を推進する重要性は引き続き大きい。パートタイム労働者対比で見た日本の最低賃金の高さは、こうした就業形態の従業員を多く抱える宿泊・飲食サービス業などの業種において、諸外国よりも最低賃金の引き上げが人件費の負担増に直結しやすいことを示唆している。

図表 4：就業形態別の賃金中央値対比で見た最低賃金



(注) データは欧州諸国が 2022 年 (英国のみ 2018 年)、その他は 2024 年。就業形態別の賃金は中央値。OECD 加盟国のうち、G7 (法定最低賃金制度を持たないイタリアを除く) と欧州諸国、オーストラリア、ニュージーランドを掲載。米国は雇用者数による全州加重平均値。

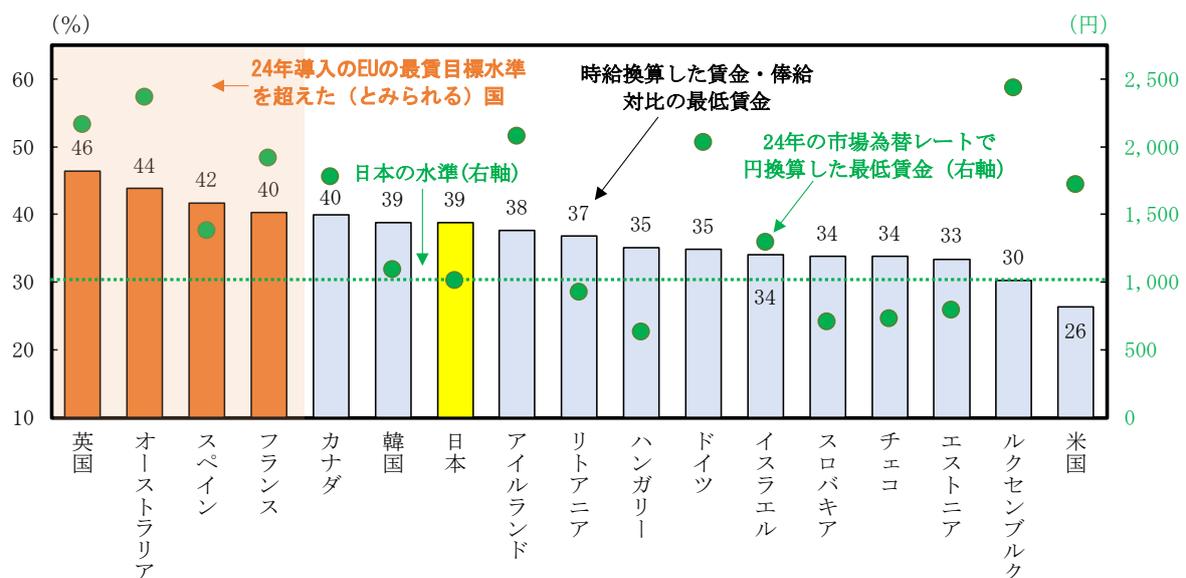
(出所) 厚生労働省、OECD、欧州委員会、各国資料・統計より大和総研作成

¹¹ 例えば、2021 年 5 月 14 日に開催された経済財政諮問会議に有識者議員が提出した「経済・財政一体改革の推進 (参考資料)」では、OECD のデータをもとに「日本の賃金水準は国際的に低めであることに加え、最低賃金のフルタイム賃金の中央値に対する比率も国際的にみて低い」と指摘していた。

そこで国際比較が可能な GDP 統計ベースの平均賃金（時間あたり賃金・俸給）を用いて、データを取得できる OECD 加盟 17 カ国で比較した**図表 5**を見ると、日本は 2024 年で 39%とやや高い位置にある。ドイツや米国を明確に上回り、40%のフランスやカナダとおおむね同水準だ。フランスは 2018 年に賃金中央値の 60%を超え、既に EU の最賃目標を達成した。平均賃金対比の最賃が主要先進国の中で最も高い英国は 46%であり、2024 年には政府目標である賃金中央値の 3 分の 2 におおむね達した。

近年の最賃を巡る議論では、市場為替レートで換算した金額などをもとに「日本の最賃は低い」と指摘されることが多い。実際に市場為替レートで円換算した 2024 年の最賃を主要先進国間で比較すると（**図表 5**の丸印）、日本・イタリアを除く主要 7 カ国（G7）の最賃は時給 2,000 円前後であり、日本はその半分程度の水準にとどまる。だが、前述のように平均賃金対比で見た日本の最賃水準は見劣りしておらず、長期的に続いたデフレなどを背景に名目賃金が伸び悩んだことや円安などが影響している。中央最低賃金審議会では、フルタイム労働者の賃金ではなく、パートタイム労働者を含めたマクロの賃金対比で最賃の水準を議論することが望まれる。

図表 5：2024 年における平均賃金対比と円換算した最低賃金の国際比較



(注) データが取得可能な OECD 加盟 17 カ国を掲載。日本の最低賃金は期間加重平均を取ることで暦年ベースに修正し、時給換算した賃金・俸給は 2023 年の実績値から他統計をもとに延長推計。その他の国は実績値または OECD による予測値を利用。米国は雇用者数による全州加重平均値。

(出所) 内閣府、厚生労働省、総務省、OECD 統計より大和総研作成

目安超えの最賃引き上げ地域への新たな支援策が地域間の引き上げ競争を加熱させる可能性

骨太方針 2025 では前年度と同様、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる」(p. 7) ことで最賃の地域間格差の是正を図る考えが示された。さらに、「各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金による重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しする

骨太方針 2025 では地方最低賃金審議会に対し、「政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、法定3要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく」(p.7)と述べられている一方、前述のように、目安を超える最賃引き上げが行われた地域に対する国の新たな支援策が盛り込まれた。

地方部での労働力の減少は都市部よりも深刻であり、最賃引き上げによって働き手の県外流出を抑制したり県内流入を促したりしようとする動きが見られる。こうした中で国の新たな支援策が地域間の最賃引き上げ競争を過熱させ、経済実態から逸脱した大幅な引き上げが行われないかを今後は注視する必要がある。